

## 研究会活動記録

(2021年3月～2022年2月)

2021年3月27日(土)～28日(日) 春季研究会(オンライン)

(シンポジウム)「現代における小学校教科担任制の意義と課題」

- ・関連データと政策動向の整理 奥田 修史 会員(筑波大学大学院)
- ・学校現場(校長)の立場から 児玉 大祐 氏(中央区立日本橋小学校校長)
- ・研究者の立場から 天笠 茂 会員(千葉大学)

(自由研究発表)

- ・アメリカにおけるオルタナティブ・スクールの制度化過程に関する研究  
小野 明日美 会員(筑波大学大学院博士後期課程入学予定)
- ・中国における校本課程開発の実施に伴う校長職の役割期待変容  
—1995年創刊の雑誌『中小学校校長』の分析を通して—  
史 嘉宜 会員(筑波大学大学院)
- ・小学校教授組織改革の現代的特徴に関する事例研究  
—改革のねらいと内容に焦点をあてて—  
藤垣 結髪 会員(筑波大学大学院)
- ・教職課程の特色化を目指す教育センターの役割  
—松本大学教職センターのM-TOP構想を事例として—  
山崎 保寿 会員(松本大学教職センター)

2021年5月8日(土) 月例研究会(オンライン)

- ・大宮国際中等教育学校における実践報告 —MOISの挑戦—  
関田 晃 会員(大宮国際中等教育学校校長)

2021年8月1日(日) 夏季研究会(オンライン)

(自由研究発表)

- ・中国における校本課程開発の実施に伴う校長職の役割期待変容  
—1995年創刊の雑誌『中小学校校長』の分析を通して—  
史 嘉宜 会員(筑波大学大学院)
- ・「災害経験の継承」をねらいとしたカリキュラム編成の課題  
—東日本大震災後の檜葉中学校を事例として—  
吉田 尚史 会員(教職員支援機構)

- ・学力水準が低位に置かれた公立全日制普通科高校における「ケア」をめぐる組織論的考察  
—保健室来室生徒を取り巻く教諭集団と養護教諭の相互作用に着目して—

留目 宏美 会員（上越教育大学）

（講演会）「教師の資質と役割とをめぐるディスコースの最新国際動向

—OECD 勤務の経験をまえて—」

講師： 百合田 真樹人 氏（教職員支援機構）

指定討論者： 安藤 知子 会員（上越教育大学）

2021年9月11日（土）月例研究会（オンライン）

（博士論文報告）現代アメリカ教員養成改革における教員レジデンシーの展開に関する研究

—「社会正義」志向の「省察」を要件とするプログラムの特質に着目して—

高野 貴大 会員（茨城大学）

指定討論者： 柏木 智子 会員（立命館大学）

2021年12月11日（土）月例研究会（オンライン）

- ・「ディープ・アクティブラーニングの一形態としての対話型論証」

松下 佳代 氏（京都大学）

2022年2月11日（金・祝）月例研究会（オンライン）

- ※ 2月月例会は、京都教育大学大学院連合教職実践研究科（京都連合教職大学院）主催の実践報告フォーラムへの参加をもって代替した。

（講演会）「専門職としての教職とこれからの教師の養成・採用・研修」

浜田 博文 会員（筑波大学）

（シンポジウム）「専門職としての教職と教職大学院の役割」

登壇者： 竺沙 知章 氏（京都連合教職大学院）

佐古 秀一 氏（鳴門教育大学教職大学院）

貞広 齋子 氏（千葉大学教職大学院）

高瀬 淳 氏（岡山大学教職大学院）

コメンテーター： 浜田 博文 会員（筑波大学）

# 大塚学校経営研究会会則

## 第1条（名称）

本会は、「大塚学校経営研究会」と称する。

## 第2条（目的及び活動）

本会は、学校経営を中心に教育学全般に関する研究を目的とし、各種研究会の開催、紀要及び各種出版物の刊行を行い、会員相互の交流を図るものとする。

## 第3条（会員）

本会は、会員及び名誉会員から成る。

2. 会員は、本会の目的に賛同し、活動に参加を希望する者で、会員1名の推薦をもって、入会を認められる。
3. 名誉会員は、本会が推挙する。

## 第4条（組織）

本会に、会長、事務局長、運営委員、紀要編集委員、会計監査、幹事を置く。その任期は3年とする。

2. 本会を運営するため、運営委員会及び事務局を置く。
3. 総会は、原則として春季合宿において行うものとする。

## 第5条（研究会）

本会で行う研究会は、定期研究会と合宿研究会からなる。

## 第6条（会計）

本会の会計年度は、3月1日に始まり、翌年2月末に終わるものとする。また、会費は、一般会員10,000円、学生会員5,000円とする（名誉会員は除く）。ただし、学生であっても、常勤の職を持つ場合、一般会員とする。

2. 3年以上会費の納入を怠ったものは、会員としての資格を失う。

## 第7条（紀要）

本会の紀要は、『学校経営研究』と称し、年1回毎年4月に刊行する。その編集規程は、別に定めるものとする。

## 第8条（雑則）

本会の事務局は、筑波大学に置く。

## 第9条（附則）

本会則は、昭和51年3月1日より施行する。

2. 本会則は、昭和54年4月1日より施行する。
3. 本会則は、昭和56年4月1日より施行する。
4. 本会則は、1991年4月1日より施行する。
5. 本会則は、2003年4月1日より施行する。
6. 本会則は、2008年4月1日より施行する。
7. 本会則は、2019年4月1日より施行する。

## 『学校経営研究』編集規程

1. 本紀要は、大塚学校経営研究会の機関誌として年1回発行する。
2. 本紀要は、本会会員の研究論文を掲載し、併せて、文献・資料の紹介、その他研究活動に関連する記事を掲載する。
3. 本紀要に論文を掲載しようとする会員は所定の論文投稿要領に従い、紀要編集委員会事務局宛に送付するものとする。
4. 論文（特集論文、特別論文、および自由投稿による論文）の掲載は、紀要編集委員会の査読を経て、合議によって決定する。
5. 掲載の場合は、若干の修正を加えることがある。ただし、内容について重要な変更を加える場合は、執筆者と協議する。
6. 掲載原稿の著作権は、研究会に帰属するものとする。
7. 著作者自身による学術目的での利用（著作者自身による編集著作物への転載、掲載、WWWによる公衆送信、複写して配布等を含む。）を、研究会は許諾する。著作者は、研究会に許諾申請をする必要がない。ただし、刊行後1年間は、WWWによる公衆送信については、原則として許諾しない。
8. 著作者が所属する機関リポジトリでの公開については、刊行1年後に無条件で許諾する。著作者自身および著作者が所属する機関による許諾申請をする必要がない。ただし、出典を記載するものとする。刊行後1年以内の場合には許諾しない。
9. 本紀要の編集事務についての通信は、下記宛とする。

〒305-8572

茨城県つくば市天王台1-1-1

筑波大学人間系教育学域 学校経営学研究室内

『学校経営研究』編集委員会事務局

## 『学校経営研究』編集基準

1. 編集は、次の区分にしたがって行う。

(括弧内は、400 字詰原稿用紙の枚数)

- (1) 特集論文
- (2) 特別論文—学校経営学に関する本格的な研究論文 (80 枚程度)。
- (3) 自由研究—学校経営学については教育学の発展に寄与する研究論文 (50 枚程度)。
- (4) 研究ノート—研究論文と並立するもので、とくに研究動向や史・資料の紹介に重点をおきつつ提言や考察を加えたもの。または、その他の萌芽的な研究 (50 枚以内)。
- (5) 学校現場の問題—学校経営や教育実践に関する諸問題の分析、事例報告など (50 枚程度)。
- (6) 書評・資料紹介—学校経営学に関する重要文献の書評、重要資料の解説。
- (7) 研究会彙報
- (8) その他、必要に応じて編集委員会が設けるもの。

2. 上記(3)(4)(5)については、研究会会員の自由投稿を募る。

その他については、編集委員会が編集にあたる。その際、会員からの要望・意見を積極的に聴取し、検討すること。

3. 本基準は、第 38 巻より適用する。

## 『学校経営研究』論文投稿要領

1. 論文原稿は、未発表のものに限る（ただし、口頭発表、プリントの場合は、この限りではない）。
2. 編集委員会において枚数を指定するもの以外の論文原稿は、400字詰原稿用紙A4判50枚以内とする。ワープロ使用の場合、文字数、行数および枚数については、別に定めた執筆要領による。
3. 原稿に図表のある場合は、本文に換算する。図表は、論文原稿末尾に添付し、本文中には挿入すべき箇所を指定する。
4. 引用文献は、論文末にまとめて提示することとし、その方法は、次の例に従うこと。
  - (1) 吉本二郎『学校経営学』国土社、1965年、123頁。
  - (2) 永岡順「現代学校経営計画論」『学校経営研究』第1巻、1976年、15頁。
  - (3) Griffith, D. E., *Administrative Theory*, Appleton-Century-Corfts Inc., 1959, p. 21.
  - (4) Weick, K.E., “Educational Organization as Loosely Coupled System”, *Administrative Science Quarterly*, Vol. 21, 1976, pp. 75-76.
5. 論文原稿には、必ず論文題目の欧文を付すこと。
6. 論文原稿は、原則としてメール添付で送付すること。郵送の場合は、3部（コピー可）送付すること。原稿は原則として返却しない。
7. 論文投稿の申し込み期限は毎年8月末日とし、原稿提出期限は毎年10月末日とする。

# 大塚学校経営研究会研究奨励賞授与規程

## 第1条（趣旨及び名称）

大塚学校経営研究会（以下、本会）会員の優れた研究を奨励し、本会機関誌『学校経営研究』の水準向上を図るため、「大塚学校経営研究会研究奨励賞」（以下、賞）を設ける。

## 第2条（対象論文）

選考対象は、本会の若手会員が『学校経営研究』に発表した「自由研究」（但し、個人研究論文）とする。若手会員とは、当該論文を投稿した年の10月末日現在で、原則として学生会員または35歳未満の一般会員であった者をいう。

## 第3条（選考）

選考は、紀要編集委員会が行う。

2. 選考は、1年間を単位として行う。

3. 紀要編集委員会は、授与対象となる論文について、運営委員会に報告し、承認を得るものとする。

4. 選考に関する内規は、別に定める。

## 第4条（授与点数）

点数は1年間で1点とするが、該当なしであることを妨げない。

2. 賞の授与は、会員一人につき、1回限りとする。

## 第5条（表彰）

賞は、賞状及び副賞（研究奨励費）とする。

2. 賞の授与は、夏季合宿研究会において行う。

## 第6条（紀要編集委員会への委任）

この規程に定めるもののほか、必要な事項は紀要編集委員会が決定する。

## 第7条（規程の改正）

本規程の改正については、運営委員会の議を経て、総会の承認を得るものとする。

## 附記

本規程は平成22年4月1日から施行する。

2. 研究奨励費は一論文につき、金5万円とし、特別会計（「特別事業費『研究奨励費』」）より支出する。

## 編集後記

『学校経営研究』第47巻ができました。

厚生労働省から「中華人民共和国湖北省武漢市における原因不明肺炎の発生について」という通知が報道関係者各位宛に出されたのは2020年1月6日のことでした。患者の発生状況は59例で「死亡例なし」、感染経路は「不明。ヒト-ヒト感染の明らかな証拠はない。また、医療従事者における感染例も確認されていない。」([https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_08767.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_08767.html))とされてきました。その後、感染はアツという間に世界中に広がり、わたしたちは先を見通すことができない状況に置かれ続けています。大学の授業や研究会はもとより、本会の研究会もオンライン方式の開催を余儀なくされ、対面での自由闊達な議論が難しくなりました。一方、全国各地に散らばっている会員が気軽に研究会に参加できるようになったのはメリットと言えるでしょうか。それでも、議論の後に杯を交わし合って親しく接する時間をもてないのは、残念なことです。

今号の特集は「現代における小学校教授組織改革の意義と課題」としました。学校の「働き方改革」が叫ばれ、学習指導要領の改訂が行われるなか、文科省は小学校高学年における教科担任制を推進しています。学級担任外の教員定数を加配措置することで教授組織の弾力的な運用を促進しようとするねらいがあります。奥田会員には、これまでの教授組織改革の議論を踏まえて今次政策の特徴と課題を論じていただきました。天笠会員には、中教審の審議に参画してきた研究者の立場から、現代における教科担任制の意義と課題を論じていただきました。児玉先生には、小学校の現職校長という立場からご自身の学校での教授組織の弾力的な運用の展開について紹介していただきました。最後に栗原会員からは、独自に実施した開閉り調査の結果を踏まえて、新たな教授組織導入への期待と課題を論じていただきました。いろいろな場での議論の材料にしていいただければ幸いです。

自由研究論文には6件の投稿申込みがありました。提出されたのは3件でした。査読を3回行い、2件を研究論文として掲載しました。他の1件は内容の性質からみて研究論文よりも研究ノートの方が妥当であろうと判断しました。研究ノートへの投稿申込みは1件で、この論稿については二次査読の結果、掲載となりました。書評には、会員の執筆による3件の学術図書を取りあげることができました。

編集委員会の会議をオンラインで開催できるようになったことも、新型コロナウイルスがもたらしてくれたメリットなのかもしれません。委員の業務負担軽減につながっています。でもやはり、対面で研究会を開催できる日が待ち遠しいですね。

2022年4月1日

紀要編集委員長 浜田博文